

宿日直許可取得後の労務管理について その2

令和5年度までにそれぞれの医療機関で取得された宿日直許可について、1年を過ぎて疑問があまりではないでしょうか。今号では勤改センターに寄せられた宿日直の回数や宿日直業務の態様に関するご質問をまとめて、厚生労働省労働基準局から公開されている「医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A」令和7年1月28日追補分 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001386603.pdf>) を参考に記載しました。今一度ご確認ください。

医師の時間外労働の上限規制に関するQ&A

●宿日直の回数オーバー

(Q) 宿日直許可の宿直回数が1週に1回となっているが、やむを得ない事情で一人の医師が1週に2回宿直を行うこととなった。この場合、2回目の宿直に対する賃金も宿日直手当を支払えば足りるか。

(A) 1回目は宿日直許可内ですが、**2回目は宿日直許可に該当しません**。そこで、

→ **賃金**：許可を受けた回数を超えた場合は通常の労働時間となりますので、通常の賃金（必要な割増料金を含む）を支払う必要がある。

→ **時間外労働時間**：2回目以降は宿直した時間をすべて時間外労働時間に加えなければならない。

なお、時間外労働が100時間を超えた場合はA水準でも**面接指導対象医師**になります。

●宿日直許可と実態の乖離

(Q) 宿日直許可の原則通りでの運用が難しい場合、どうしたらよいのか。

(A) 宿日直許可の原則通りでは、どうしても運用ができなくなった又は許可の内容と勤務実態が事実上乖離してしまった場合は、まず許可内容の見直しを行ってください。それでもなお、許可の内容に沿った運用が難しい場合は、労働基準監督署又は勤改センターに相談してください。

→ 許可内容の順守：態勢（多くは応援医師の増員等）を見直して、許可内容に合わせるか、

→ 許可内容の見直し：実施可能な態勢（宿日直の開始時間や終了時間の見直し等）で許可の再申請を行う。

→ **許可内容の例外規定**：それでもなお、実態が乖離する場合は労働基準監督署と相談して例外規定の再申請を行える場合があります。

●宿日直中の通常業務（突発的な診療など）

(Q) 宿日直許可を受けた宿日直中にやむを得ない事情で急遽診療を行った場合、当該診療に対する賃金はどのように支払えばいいのか。

(A) 宿日直手当とは別に**必要な割増賃金を含めた通常の賃金**を支払わなければなりません。

→ **常勤医師（自院で日勤も行う）の場合**：当該診療は宿日直手当に含まれないので、日勤等に対する本来の賃金に基づき算定された賃金又は日勤等に対する本来の賃金に割増賃金を加えて支払う。

→ **非常勤医師（宿日直のみ）の場合**：宿日直手当とは別に、定めた賃金又は定めた賃金に割増賃金を加えて支払う。非常勤医師でもこのような宿日直中の突発的な診療に従事する可能性があれば、通常の賃金を労働条件として定めて労働契約に明示する必要がある。

●兼業・副業先での時間外労働

(Q) 自院の医師が兼業・副業を行う場合、兼業・副業先の労働時間も加えないといけないのか。

(A) 自院と兼業・副業先の労働時間は通算されますので、自院に勤務する医師の兼業・副業の有無、内容、勤務予定、労働時間等を把握してください。通算して100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる場合、面接指導の対象になります。

医療法による立入検査が終了した医療機関に、アドバイザーが順次お電話を差し上げています。困っていること、自院の課題等ありましたらご遠慮なくお伝えください。秘密厳守で対応させていただきます。



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

